

進路だより

10月号



都立光明学園校長 田村 康二郎
担当：支援部進路指導

<民法改正で成年年齢が18歳に！今後の注意点について>

民法が改正され、今年の4月1日より、18歳の誕生日を迎えますと「成人」となります。そのため、今年の4月1日時点では20歳未満であっても、すでに18歳になっていれば「成人」と認められることになりました。下表1は、この民法改正で「18歳になったらできること」をまとめたものです。併せて「20歳にならないとできないこと」もまとめましたので参照ください。



表1：成年年齢の引き下げによる「できること」について

18歳になったらできること	20歳にならないとできないこと
<p>① 親の同意がなくても契約ができる 例えば…携帯電話の契約、ローンを組む、クレジットカードをつくる、一人暮らしの部屋を借りる 等</p> <p>② 10年友好のパスポートを取得する</p> <p>③ 公認会計士や司法書士、医師免許、薬剤師免許などの国家資格を取る</p> <p>④ 女性の結婚可能年齢が16歳から18歳に引き上げられ、男女とも18歳で結婚可能に</p> <p>⑤ 性同一性障害の人が性別の取り扱いの変更審判を受けられる</p> <p>※普通自動車免許の取得は従来と同様、「18歳以上」で取得可能</p>	<p>① 飲酒をする</p> <p>② 喫煙する</p> <p>③ 競馬・競輪・オートレース・競艇の投票権(馬券など)を買う</p> <p>④ 養子を迎える</p> <p>⑤ 大型・中型自動車運転免許の取得 ※大型自動車運転免許の取得は21歳以上</p>

<引用・参照>内閣府大臣官房政府広報室 政府広報オンライン

「18歳になったらできること」の内、重要な変更点は「親の同意が無くても一人で契約ができる」ことです。つまり、インターネット等での高額の買い物や契約、キャッチセールスでの悪意ある契約などについて、本人が契約した後に親が取り消すことができなくなります。高等部3学年に在学中からこういった契約トラブルに巻き込まれてしまう可能性がありますので、本人が不当な契約をしないように親や支援者が常に注意する必要があります。

企業等に就労する際の雇用契約では、親の同意を不要としている企業が増えているとのことです。障害福祉サービスの利用契約も本人のみとの契約となるため、親はあくまでも確認として契約書類に署名・捺印することになるとのことです。親が代理人として契約に加わるのが多い未成年（18歳未満）とは全く違う状況となりますので、御家庭の中でも「一人で契約ができること」について話題にさせていただきたいと思います。特に最近はスマートフォンやタブレットのクリックのみで契約ができることが増えています。知らぬ間の契約トラブルを防ぐためにも、普段からスマートフォンやタブレットの使用ルールを決めて利用履歴確認をしておく安心です。

契約や悪質商法におけるトラブル、製品・食品やサービスによる事故等の御相談で、どこに相談してよいか分からない場合には、全国共通の電話番号「消費者ホットライン」188番を御利用ください。身近な消費生活相談窓口を案内してもらえます。

<秋の新作スイーツ等を販売中！10月の出張販売予定について>

北棟2階職員室前ホールにて、10月も下表2のとおり出張販売を実施します。放課後に本校にお立ち寄りの際は、ぜひ売り場まで足を運んでいただけますと幸いです。商品購入の際は販売員に本日のおススメなどをぜひ御確認いただき、自分好みの素敵な商品を購入ください。



表2: 10月の出張販売予定について

月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
3 まもりやま工房	4 まごの手便	5 かみよん工房	6 渋谷まる福	7
10	11 ワークイン翔	12 はーとあーす世田谷	13	14
17	18 下馬福祉工房	19 白梅福祉作業所	20 渋谷まる福	21
24	25	26 はーとあーす世田谷	27	28 まごの手便
31				

※出張販売を行わない日程は灰色で塗りつぶしています。御承知おきください。

<想いは「天井」を突き抜けて！訪問大学おおきなき「YouTube発表会」について>

自宅での生涯学習支援に取り組んでいます訪問大学おおきなきより、「日頃の学習の様子をYouTube動画で発表しました」とのお知らせが届きました。4年に一度行う予定だった2021年の第2回文化祭がコロナ禍のために延期となり、今回のYouTube発表会の実施となったそうです。この発表会では、学生10名の学習の様子を見ることができます。1名約4分の写真や動画となっています。以下のURLもしくは「訪問大学おおきなき YouTube発表会」を検索ください。【YouTube動画のURL】<https://youtu.be/yIVDHzDoGIs>

ちなみに、訪問大学おおきなきは4年制で、卒業後、希望者は<生涯学習コース>に進んでいます。表題にある「天井」は、学生がベッドの上や車いすから見ている世界の象徴とのことで、学生自身の力だけでは、見える世界を変えることが難しい状況です。訪問大学おおきなきの支援者は、この「天井」の向こうに広がる世界の多くの人に学生一人一人の想いが届いて欲しいと考えています。学生各自に合った方法で想いを表現している様子を、ぜひ視聴ください。



<障害者と企業のための無料相談窓口が多摩地区にオープンします！>



公益財団法人東京しごと財団より、来月10月に「障害者雇用就業サポートデスク多摩」を開設するとの案内が届きました。相談利用の詳細は下表3を御確認ください。併せて、右QRコードからも詳細情報が確認できますので御活用ください。職業紹介は行っていませんが、障害者手帳の有無や障害の種別は問わず、匿名での相談も可能とのことです。相談利用を希望される場合は事前予約が必要ですので、下記まで直接御連絡ください。



表3: 障害者雇用就業サポートデスク多摩について

相談開始日	令和4年10月3日(月)
利用時間	9:00~17:00(月・水・金曜日のみ) ※土日・祝日・年末年始(12月29日~1月3日)はお休み
対応内容	来所相談や資料の閲覧など、専門の相談員が相談に応じます
利用方法	事前予約制<TEL: 03-5211-5462>
住所	立川市柴崎町3-9-2 東京しごとセンター多摩3階
アクセス	JR立川駅南口より徒歩4分、多摩都市モノレール立川南駅より徒歩1分

○問合せ先：公益財団法人東京しごと財団 総合支援部 障害者就業支援課 企画普及係
担当：鈴木・長島 TEL: 03-5211-2681

<参加費無料！訪問カレッジ「学びの実り アート&ミュージックミュージアム」について>

文部科学省の令和4年度「学校卒業後における障害者の学びの支援に関する実践研究事業」の一環として、11月下旬に、医療的ケアの必要な重度障害者の学びの成果を発表する文化祭が3日間開催されます。訪問型生涯学習支援等に取り組む団体による展示や支援機器体験、フォーラム・シンポジウムが行われる予定です。詳細は下表4及び別途配布しています開催案内チラシを御確認ください。この文化祭では、会場参加が難しい方でもオンラインで参加できる見学やお仕事体験もありますので、興味のある方はぜひ御参加ください。



表4:訪問カレッジ「学びの実り アート&ミュージックミュージアム」について

開催日	令和4年11月25日（金）～27日（日）の3日間
会場	パシフィコ横浜 ノース2F ガーデンラウンジB・A・C （〒220-0012 神奈川県横浜市西区みなとみらい1-1-1）
内容	◆展示部門：訪問カレッジの学生の作品や学びを紹介します ◆支援機器体験部門：障害児者の遊びや学びを支援する機器を体験できます。 ◆第3回医療的ケア児者の生涯学習を推進するフォーラム： 学生発表、エプソン「ファンタスカー体験会」、シンポジウム ※オンラインで展示見学、フォーラム等の参加が可能です（要事前申込）。
主催	重度障害者・生涯学習ネットワーク ※特別支援学校などを卒業後、障害や病気のために通所施設等の毎日の利用が難しい18歳以上の方の御自宅等を学習支援員が訪問して、生涯学習に取り組む団体により、平成29年12月25日に発足（令和4年6月1日現在、12団体が所属）。

<10月1日から31円アップ！東京都の最低賃金額について>

今月1日から最低賃金額が改訂され、時間額が1,072円になりました。これは前年比で31円アップしています。この最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保証する制度です。この制度は、年齢やパート・学生アルバイトなどの働き方の違いに関わらず、全ての労働者に適用されます。右QRコードからは最低賃金に関する特設サイトを確認することができます。ぜひスマートフォンや携帯で自分の地域の最低賃金を御確認ください。また、保護者控室横のラックに最低賃金の案内チラシを入れています。来校の際に御確認ください。



<港区民は要チェック！「ヒューマンぷらざまつり」について>

港区立障害保健福祉センターより、今年度の「第22回ヒューマンぷらざまつり」（以下、ぷらざまつり）開催の案内が届きました。ぷらざまつりの詳細は下表5を参照ください。また、ぷらざまつり開催のポスターを北棟1階に掲示していますので、来校の際にぜひ御確認ください。



表5:第22回「ヒューマンぷらざまつり」について

テーマ	障害のある人もない人も手をつなぎ地域との交流をより深く ～心のバリアフリーをめざして～
開催日時	令和4年10月30日（日）10時～15時
会場	港区立障害保健福祉センター（ヒューマンぷらざ） 住所：港区芝1-8-23
内容	オープニングセレモニー（エントランス前：10時から）、車いす体験（1階）、模擬店（芝生広場）、作品展示・販売（5階・6階）、ふれあいステージ（6階多目的体育室）、バザー（JR側通路）、スタンプウォーキング
備考	・各階に案内役として手話ボランティアがいます。 ・駐車場は利用できませんので、公共の交通機関等を御利用ください。

○問合せ先：港区立障害保健福祉センター

TEL：03-5439-2511、FAX：03-5439-2514

<YouTubeで事業紹介！国立障害者リハビリテーションセンターからのお知らせ>

国立障害者リハビリテーションセンターから、自立支援局で実施している障害福祉サービスの事業内容紹介についてYouTube動画を公開しているとのお知らせが届きました。概要は下表6を御確認ください。興味のある方はぜひ動画を視聴ください。

表6:自立支援局の事業紹介の概要について

公開期間	令和4年10月3日（月）～令和5年2月28日（火）
限定公開URL	https://youtu.be/_ShAdNF0x60
公開内容	①国立障害者リハビリテーションセンター概要説明、②自立訓練（機能訓練・視覚）、③自立訓練（機能訓練・肢体）（施設入所支援を含む）、④自立訓練（生活訓練）、⑤就労移行支援（発達障害支援室を含む）、⑥就労移行支援（養成施設）、⑦自動車訓練、⑧施設入所支援（東西宿舎）※各10分程度の内容

○問合せ・御意見等の連絡先：

国立障害者リハビリテーションセンター 自立支援局 総合相談支援部 総合相談課

TEL：04-2995-3100（内線：2211～2215）

FAX：04-2992-4525（総合相談課直通）